

独身者交流支援補助金取扱要領

この要領は、一般財団法人徳島県教職員互助組合施行規程に定めるもののほか、独身者交流支援補助金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

1 給付目的

結婚を希望する、一般財団法人徳島県教職員互助組合員（以下「組合員」）の後押しをするため、「マリッサとくしま（とくしまマリッジサポートセンター）マッチング会員」登録料の一部補助を行う。

2 補助金の給付対象者

独身組合員

3 補助金の申請

組合員本人の申請による。

別紙「独身者交流支援補助金申請書」に必要事項を記載のうえ、領収書原本を添付し当組合事務局に提出する。

ただし、補助金の申請は、組合員1人につき1回限りとする。

4 補助対象及び給付額

マリッサとくしまのマッチング会員登録料（通常1万円／2年間）として支払った金額の2分の1又は5,000円のうち、どちらか低い金額

5 補助金の交付

補助金は組合員の特定通帳口座に振り込むものとする。

6 給付の制限

次に掲げる場合は、補助金を給付しないものとする。

- (1) マリッサとくしまマッチング会員登録料以外の経費
- (2) 市町村等からの補助金と当補助金の合算額が、登録料として支払った金額を超える場合はその超過額

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。